

平成24年12月27日

第15回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第15回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成24年12月27日(木) 午後3時

場 所 倉吉市役所 第3会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 教育長報告

5 議 事

議案第39号 平成24年度末倉吉市学校教職員人事異動方針について …… 1

議案第40号 倉吉市社会教育委員会議規則の制定について …… 3

6 協議事項

(1) 倉吉市立小中学校の適正配置等について …… 別冊

(2) 公民館の管理運営について …… 別冊

7 報告事項

各課報告(別紙)

8 その他

9 閉 会

議案第39号

平成24年度末倉吉市学校教職員人事異動方針について

平成24年度末倉吉市学校教職員人事異動方針について、本委員会の意見を求める。

平成24年12月27日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

平成24年度末倉吉市学校教職員人事異動方針

本市学校教育の充実発展と教育水準の向上を期するため、次の方針により人事異動を行う。

- 1 優れた識見と指導力を備えた人材を管理職に登用するとともに、若手の登用に努める。
- 2 地域間、学校間の格差が生じないよう教職員の適正な配置に努める。
- 3 同一校の勤務期間が長くなる傾向をできるだけ排除して人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。
- 4 へき地教育、特別支援教育、特別の配慮を必要とする地域における教育の充実を図るため、教職員の配置と人事交流について考慮する。
- 5 各学校長の意見具申を尊重して、県教育委員会への人事異動内申を行う。

倉 吉 市 教 育 委 員 会

議案第40号

倉吉市社会教育委員会議規則の制定について

次のとおり倉吉市社会教育委員会議規則を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

平成24年12月27日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

倉吉市社会教育委員会議規則の制定について

【制定理由】

倉吉市社会教育委員の会議（以下「協議会」といいます。）の運営に関し、必要な事項を規定するため、倉吉市社会教育委員会議規則を制定するものです。

【制定要旨】

- 1 この規則の趣旨を規定することとした。 (第1条関係)
- 2 協議会に会長及び副会長を置くこととした。 (第2条関係)
- 3 協議会の招集は、教育長が行うこととした。 (第3条関係)
- 4 協議会は、定例会及び臨時会とすることとした。 (第4条関係)
- 5 必要があるときに部会を設置できることとした。 (第5条関係)
- 6 この規則に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って決定することとした。 (第6条関係)
- 7 この規則は、平成25年1月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市社会教育委員条例（昭和35年倉吉市条例第8号）第5条の規定により、倉吉市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期の期間とする。
- 4 会長は、協議会を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第3条 協議会は、教育長が招集する。

(定例会及び臨時会)

第4条 協議会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年3月及び10月に開くことを通例とする。
- 3 臨時会は、必要に応じてこれを招集する。

(部会)

第5条 協議会において必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の部員は、委員の互選による。
- 3 部会は、付託された案件について調査審議し、報告書を協議会に提出しなければならない。
- 4 部会は、前項の報告書を提出したとき、解散する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。